

○益田市行財政改革審議会条例

平成23年3月25日

益田市条例第2号

(設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、益田市行財政改革審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 行政の実態に全般的な検討を加え、行財政制度及び行財政運営の改革に関する事項その他の行政経営に関する事項について審議すること。
- (2) 前号に規定する事項に関して市長の諮問に答申し、又は市長に意見を述べること。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、行財政改革その他の行政経営に関し優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

- 2 委員は、職務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(任期)

第5条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 会長は、会議の議長となる。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(資料請求等)

第8条 会長は、審議会で審議し、又は助言するため必要と認めるときは、資料の提出及び説明員の出席を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、政策企画局DX推進課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮り、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議招集の特例)

- 2 第7条第1項の規定にかかわらず、最初の審議会の会議は、市長が招集する。

(第四次益田市行財政改革審議会条例の廃止)

- 3 第四次益田市行財政改革審議会条例（平成17年益田市条例第26号）は、廃止する。

附 則（平成24年3月27日条例第4号）

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月28日条例第2号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月24日条例第2号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。